

報告第2号

専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月2日提出

南風原町長 赤嶺 正之

記

1 専決処分事項

和解及び損害賠償額の決定について

2 専決処分した理由

法律上町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分する。

令和5年2月21日

南風原町長 赤 嶺 正 之

- 1 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について
- 2 相手方 那覇市古波蔵3-17-5
(有)仲村組
- 3 事故の概要 令和4年6月22日校外を巡視中、路地に駐車する際に車両左後部を駐車車両にぶつけ、相手車両の後方バンパーを破損した。
- 4 損害賠償額 283,500円